令和５年 11 月　２日

保護者　様

函南町教育委員会
函南町立東中学校長
樋　口　正　則

インフルエンザの出席停止及び罹患証明書の取扱いについて（確認）

紅葉の候、保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より感染症対策にご協力いただき感謝申し上げます。

さて、函南町では昨年度から「**インフルエンザ罹患証明書**」については、発熱外来等医療機関のひっ迫を回避するため、**作成及び学校への提出を求めておりません。**また、発熱等の症状が見られた場合は、医療機関を受診・相談していただき、「インフルエンザ」と診断された場合は、以下に示した【登校再開の基準】により、原則ご家庭で登校再開の判断をお願いします。

※従来どおりインフルエンザ罹患証明書を発行する医療機関もありますが、この場合も学校への提出は不要です。

【登校再開の基準】

インフルエンザに罹患した場合、学校保健安全法第19条に基づき、学校を休んだ日が出席停止の扱いとなります。出席停止期間は、**「発症した後５日を経過し、かつ解熱後２日を経過するまで」**となっています。

発症日は病院を受診した日ではなく、**インフルエンザ症状が始まった日**です。解熱後2日は**「平熱になった日を0日目」**とし、翌日を1日目、翌々日を2日目と数えます。

※新型コロナウイルス感染症の出席停止期間「発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで」とは若干異なりますので、ご承知おきください。

【インフルエンザ罹患者の出席停止期間確認表】

※罹患した際、登校再開の判断にご利用ください。登校再開まで各家庭での検温をお願いします。

		発症日	発症後							
	日付⇒	／	／	／	／	／	／	／	／	／
	体温⇒	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症後1日目に解熱した場合（最低基準）	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能